

議員提出議案第27号

中島かおり議員に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年6月29日

芦屋市議会議長 畑 中 俊 彦 様

提出者 あしや真政会 松木 義昭

公 明 党 帰山 和也

日本維新の会
芦屋市議会議員団 大原 裕貴

中島かおり議員に対する問責決議

議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することが求められている。

議員には、その職権や影響力から、高い倫理の保持が求められ、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」を制定している。

しかしながら、中島かおり議員は、一議員としてだけでなく、芦屋市議会議員政治倫理審査会委員という立場にあるにもかかわらず、来年の統一地方選挙を特定し、「中島かおりの名前を広めることにご協力頂ける方はご連絡頂けましたらとても嬉しいです。」という一文が入った要請文を、本人の弁によると1000枚から2000枚を市民に送付した。この内容は公職選挙法に違反する選挙活動(事前運動)とも受け取られるおそれがあるものである。

この行為は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1号の規定「市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触するものである。

よって、ここに中島かおり議員に対し、議員としての責務を認識し、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告する。

以上、決議する。

芦屋市議会